

平成29年3月30日

## 民事事件の照会に関する申合せ

名古屋地方裁判所民事訟廷事務室

当事者本人及び第三者から民事事件に関する照会を受けた場合には、下記 1 及び 2 のとおりの条件が確認できた場合にのみ、下記 3 の範囲内で照会に応じるものとする（来庁、電話による照会を問わない。なお、下記 2 については、本人確認が必要であるから、電話による照会の場合には、  
[REDACTED] 本人確認をする。）。

記

## 1 第三者からの照会に対して回答できる条件について

- (1) ①原告及び②被告の氏名が特定されている。

(2) ③提訴時期（ある程度特定された時期（注）），判決言渡日及び期日（口頭弁論等）のうち，いずれかが特定されている。

(注) ある程度特定された時期については、年度程度が分かれば、特定できたものとする。

## 2 当事者本人からの照会に対して回答できる条件について

上記1の①～③の3つの条件のうち、2つの条件が特定できれば良いものとする。

### 3 照会に応じることができる事項について

- ①事件係属の有無, ②事件番号, ③担当部

(補足說明)

※1 本申合せの趣旨は、外部からの事件の照会に関するものであって、裁判の傍聴に関する照会については、従前の取扱いのとおりとする。

※2 訴状送達前については、事件係属の有無を含め一切の回答をしない（ただし、原告から事件受付当初に事件係に対して事件番号の照会がある場合があるが、この際は、原告及び被告の氏名を確認した上で、事件番号と担当部のみ回答をする。）。

※3 当事者本人からの照会について、3の範囲以外の情報の提供を求められた場合は、基本的には担当部において対応をする。

\*4 報道機関（記者）からの照会事項については、総務課広報係に引き継ぐものとする。